

青森県告示第三百二十五号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために令和八年四月二十二日青森県告示第二百八十八号をもって青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第三条第一項の規定により指定した次に掲げる家畜の種類並びに指定家畜等の移動の禁止区域について、当該指定を解除するので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年五月二十三日

青森県知事 宮下宗一郎

一 家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥

二 指定家畜等の移動の禁止区域

上北郡東北町字高森山

上北郡七戸町字宇道坂、字森ノ上

上北郡野辺地町字新田、字中屋敷、字松ノ木平、字中与田川、字一ノ渡

青森県告示第三百二十六号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第六条第一項の規定により令和八年四月二十二日青森県告示第二百八十九号で規制した次に掲げる区域等について、令和八年五月二十三日その規制を解除したので、同条第四項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和八年五月二十三日

青森県知事 宮下宗一郎

一 規制されていた区域

上北郡東北町字高森山

上北郡七戸町字道坂、字森ノ上

上北郡野辺地町字新田、字中屋敷、字松ノ木平、字中与田川、字一ノ渡

二 規制されていた期間

令和八年四月二十二日から令和八年五月二十二日まで

三 規制の内容

- 1 家畜（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。）の品評会等の家畜を集合させる催物を開催することの禁止
- 2 食鳥処理場又はG Pセンターの事業を行うこととの禁止
- 3 ふ卵をすることの禁止